

# 墨田区分別収集計画 (第10期)

令和4年6月策定

令和5年9月改正

墨 田 区

# 墨田区分別収集計画目次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み (法 第8条第2項第1号)	2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法 第8条第2項第2号)	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法 第8条第2項第3号)	3
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法 第8条第2項第4号)	4
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	5
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法 第8条第2項第5号)	6
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法 第8条第2項第6号)	7
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法 第8条第2項第7号)	7

## 1 計画策定の意義

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、ライフスタイルの多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させた。中でも、プラスチックの大量使用・廃棄は、海洋汚染や温室効果ガスの増加による気候変動の要因とされ、脱炭素社会の実現は世界共通の課題となっている。こうした背景のもと、従来の燃やして埋める処理から、環境負荷ができる限り低減された循環型社会への転換が求められている。

持続可能な循環型社会の形成には、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。）をはじめとする関係法令を円滑かつ的確に施行することにより、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があるが、とりわけ一般廃棄物の中でも相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組は極めて重要である。

本区では、これまで 3 R の促進や個別リサイクル法等の法的基盤とそれに基づく努力、排出者意識の向上等に取り組む、廃棄物の減量と資源化の促進に一定の成果をあげてきた。しかし、ごみとして排出される中に含まれる資源物の量はまだまだ多く、適正な分別排出を徹底し、資源回収率をより向上させていかななくてはならない。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）第 8 条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集することで、区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を明確にし、3 者が協働して取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、環境負荷の少ない地域社会の実現及び廃棄物資源を有効利用し、持続可能な循環型社会の形成を図る。

## 2 基本的方向

本計画の実施にあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制の促進
- (2) 容器包装廃棄物の収集量拡大、分別収集・選別保管費用の低減
- (3) 区民・事業者の分別意識の向上と、行政を含めた協働体制の構築

## 3 計画期間

本計画は、令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月までの 5 年間を計画期間とし、令和 7 年度に見直す。ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、見直しを行うものとする。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、段ボール、紙パック、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレイ、プラスチック製容器包装（令和 6 年度から）を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	19,391t	19,545t	19,660t	19,751t	19,817t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、区民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### (1) 啓発活動の充実と排出指導の徹底

環境学習等の機会を活用し、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費、ごみ処理の状況等の情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、マイバッグやマイボトルの活用推奨など、ごみの排出抑制手法の周知や、ごみの適切な出し方に関する指導・啓発活動に積極的に取り組む。

### (2) 区民活動（集団回収事業）の促進

町会・自治会等の住民団体が、自主的に行う資源回収事業（集団回収事業）を促進するための活動支援や、その利用を区民へ促進する。

### (3) 事業者取組の周知強化

事業系リサイクルシステムの活用周知を強化するとともに、商品包装の簡素化やレジ袋等の容器包装の有料化を事業者へ促進する。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

分別収集をする容器包装廃棄物の種類と分別の区分を次のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		（令和5年度） 発泡スチロール製食品トレイ
		（令和6年度以降） プラスチック製容器包装（発泡スチロール製食品トレイ含む）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製のもの		333t	336t	338t	339t	341t
主としてアルミ製のもの		505t	509t	512t	514t	516t
無色のガラス製容器	引渡数量	0t	0t	0t	0t	0t
	独自処理量	969t	976t	982t	987t	990t
	合計	969t	976t	982t	987t	990t
茶色のガラス製容器	引渡数量	0t	0t	0t	0t	0t
	独自処理量	440t	443t	446t	448t	449t
	合計	440t	443t	446t	448t	449t
その他のガラス製容器	引渡数量	905t	912t	918t	922t	925t
	独自処理量	79t	79t	80t	80t	80t
	合計	984t	992t	997t	1,002t	1,005t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		18t	18t	18t	19t	19t
主として段ボール製の容器		3,997t	4,028t	4,052t	4,071t	4,085t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充てんするためのもの	引渡数量	1,301t	0t	0t	0t	0t
	独自処理量	0t	1,311t	1,319t	1,325t	1,329t
	合計	1,301t	1,311t	1,319t	1,325t	1,329t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	引渡数量	16t	1,570t	1,579t	1,587t	1,592t
	独自処理量	20t	0t	0t	0t	0t
	合計	36t	1,570t	1,579t	1,587t	1,592t
うち白色トレイ	引渡数量	16t	16t	16t	17t	17t
	独自処理量	0t	0t	0t	0t	0t
	合計	16t	16t	16t	17t	17t

注：端数処理により、合計が合わない場合がある。

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

### (1) 算定式

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

### (2) 人口変動率及び人口推計

今回の分別収集計画策定期間にあたる人口変動率（対前年度比）は、「第2期墨田区総合戦略・人口ビジョン（令和4年3月策定）」より算出

将来の人口変動率及び人口推計については下表のとおりである。

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人口推計数(人)	279,589人	281,814人	283,472人	284,780人	285,737人
人口変動率	101.0%	100.8%	100.6%	100.5%	100.3%

※人口推計数は令和4年4月1日現在の人口（実数）を基に人口変動率を乗算し算出

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	缶	区による集積所回収	委託業者
	アルミ製容器		区による集積所回収	委託業者
			集団回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	びん	区による集積所回収 及び集団回収	委託業者 及び 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	区による集積所回収	委託業者
			集団回収	民間業者
	飲料用紙製容器	紙パック	区による集積所回収	委託業者
			集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	区による集積所回収	委託業者
	主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	(令和5年度) 発泡スチロール製食品トレイ	区による集積所回収	委託業者
(令和6年度以降) プラスチック製容器包装（発泡スチロール製食品トレイ含む）				



## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設計画

容器包装廃棄物の種類	収集の分別区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製容器	缶	コンテナ	平ボディー車 軽小型車	委託業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
段ボール	段ボール	なし	平ボディー車	
飲料用紙製容器	紙バック			
ペットボトル	ペットボトル	専用ネット	小型プレス車	
その他プラ	(令和5年度) 発泡スチロール製 食品トレイ		平ボディー車 軽小型車	
	(令和6年度以降) プラスチック製容 器包装(発泡スチロ ール製食品トレイ 含む)		<u>袋</u>	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- (1) 区民や事業者の意見等を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。
- (2) 容器包装廃棄物の分別の区分等に従って適正に排出されるよう、指導・啓発及び情報の提供を図る。
- (3) 住民団体が行う自主的な活動(集団回収事業)を促進するために、用具等の貸与、回収業者への協力等を行う。